

## 19世紀イギリスの大学改革と「教養」の再定義

山 本 陽 一

### 要 約

19世紀イギリスの大学改革において「教養」とは何かが問われた。なぜそのような問いが出されたのか。「教養」は、「ジェントルマン」となって社会的に成功する手段であった。それを提供したのは、中世の身分団体に起源をもつ大学である。19世紀半ば、この古い団体は、自由、平等、科学といった近代のスタンダードを受容するよう迫られた。その過程で「教養」の再定義も試みられ、多様性、専門性などが斟酌された。それにもかかわらず、伝統的な古典人文学は健在でありつづけた。この教養をめぐる議論は、いまでも多少は通用するかもしれないが、かならずしも現代の同じ問いへの十分な答えとはならないであろう。19世紀イギリスの教養論は、主として社会的上昇という枠組に強くとらわれていたからである。

### 目 次

はじめに

- 1 ジェントルマンの教養——中産市民のニーズ
  - 2 大学の二類型——イングランドとドイツ
  - 3 国から見た改革の障害——信託
  - 4 「教養」の再定義——ヘンリ・メインの見解
- おわりに——さまざまな針路

## はじめに

本稿は、19 世紀イギリスの大学改革について考察し、その主要な課題が大学教育における「教養」のありかただったことを示す。教養は、大学だけでなく、社会全体にとって重要な価値をもち、強い関心を寄せられ、さまざまに論じられた<sup>(1)</sup>。

教養といえばあいまいに聞こえるが、当時のイギリスにおいてそれは明白な内容をもっていた。「ジェントルマンの教養」である。しかし、この「教養」は、近代国家よりも古い歴史をもつ大学で形成されてきたものであったから、工業化、大衆化、国際化が進んだ 19 世紀において再定義の必要にせまられた<sup>(2)</sup>。

19 世紀半ば以降、イギリスの大学改革の背景には、対外的には、国際競争があり、国内的には、中産市民の経済的、政治的躍進があった。イギリスは 1870 年代にドイツと経済と教育の面で競争をはじめ、大学も国際競争にさらされた。イングランドの旧い大学は、国教会聖職者の養成所であったが、門戸を非国教信徒、中産市民に広げていく。さらに、1870 年代以降、高等教育は女性に拡張されるが、その背景には、女性の人口増加に伴う職業教育への要請、男性支配からの解放への願望があった<sup>(3)</sup>。

このように、大学改革における教養の問題は、特定の社会的・歴史的な文脈において取り生まれ、教養教育の「多様化」、「専門科学化」が模索された。また、これ以外にも、教養教育の方向づけはありえた。いずれにしても、19 世紀イギリスの大学が直面した「教養」の再定義は、ジェントルマンの資質を再考し、教養のさまざまな針路を示す契機になった。

## 1 ジェントルマンの教養——中産市民のニーズ

大学は国から改革をせまられるなかで、一般市民社会における大学の存在理由を自問

---

(1) 19 世紀イギリスの大学改革について包括的に扱うのは、M.サンダーソン『イギリスの大学改革 1809-1914』(安原義仁訳、2003 年) 玉川大学出版。

(2) 深尾裕造『イングランド法学の形成と展開 コモン・ロー法学史試論』(2017 年) 関西学院大学出版会、253-6 頁。

(3) ジェントルマンの教養を当時の社会的文脈において論じたのは、村岡健次『ヴィクトリア時代の政治と社会』(1996 年) ミネルヴァ書房、第二部第 1、2 章 120-91 頁。

(4) サンダーソン前掲注(1)、119-20 頁。

(5) 上掲書、125 頁。また、1860 年代後半から 70 年代初頭に、旧大学のチューターは、地方都市に出かけて出張講義をおこなった(大学拡張運動)。聴講者は、メカニック・インスティテュートや生活協同組合に集まった労働者や中流階級の女性であった。上掲書、126-7 頁。

することになり、イギリスの場合、それは「ジェントルマンの教養」の修得であった。このことは、1850年に設置された大学改革のための王立委員会報告においても確認できる。同委員会は、カリキュラムとそれを支える旧来の組織のありかたを調査し、立法のための意見を述べた。本稿ではケンブリッジ大学に対する委員会報告（以下『報告』という）を参照するが、「ジェントルマンの教養」それ自体は、大学教育の前提とされて<sup>(6)</sup>いた。

ここでいう「ジェントルマン」とは、土地を所有し、消費生活において一定の水準を保ち、「教養」を身につけた男性のことである。ジェントルマンは、16世紀以来イングランド人の生活の理想的なありかたであって、1850年頃から経済的な成功をおさめた中産市民のエトスとな<sup>(7)</sup>った。ジェントルマンか否かによって国民を二分することができるといわれるほどに、この概念は重視されて<sup>(8)</sup>いた。

ジェントルマンの教養は、主としてギリシャ・ローマの古典人文学の知識であった（本稿第4章参照）。18世紀にはそれを通じて得られる社交上の礼儀作法に関心もたれたが、19世紀になると、古典人文学は永遠の真理として教授され<sup>(9)</sup>た。そして、これを修得するため、古典語、とくにラテン語の学習が重視された。もとより、19世紀イングランドにおいてラテン語は死語であり、日常生活では不要であった。それにもかかわらず、ラテン語は大学と高校（グラマー・スクール）でカリキュラムの中心にあった。ラテン語学習の意義は、母国語とは異質な言語によって意味づけられた大人の世界に移り住むことであり、一種の通過儀礼とする見方もある<sup>(10)</sup>。

ジェントルマンに必要な教養は、実際に役立つ技術とはちがひ、それなしには生きてゆけないものではなく、むしろ「余分なもの」であ<sup>(11)</sup>った。にもかかわらず、それは、すべての職業の根底にあ<sup>(11)</sup>って、後年に実を結ぶと考えられた。学生は、こうした教養を大学で身につけたあと、ジェントルマンにふさわしい職業につくことを期待され<sup>(12)</sup>た。その代表的なものは、国教会聖職者、法廷弁護士、内科医であ<sup>(12)</sup>った。1833年、八百屋を営

(6) この『報告』は読みにくい構成であるが、“the richest single source on the university”と評されている。P. Searby (1997) *A History of the University of Cambridge 1750-1870*, Cambridge U. P., p. 524. なお、サンダーソンは、王立委員会がカリキュラムの多様化だけでなく専門化の必要も強調したという。前掲注(1), 77頁。しかし、本稿第4章でみるように、『報告』の提言は限定的である。

(7) 村岡前掲注(3), 124-5頁。

(8) ‘Gentleman’ *The Cornhill Magazine*, Vol. V, Jan.-Jun. 1862, pp. 327-42.

(9) S. Rothblatt (1976) *Tradition and Change in English Liberal Education*, Faber and Faber, pp. 44-7, 152-3.

(10) Ong, W. J. ‘Latin Language Study as a Renaissance Puberty Rite’, in *Sociology, History and Education* (ed. by P. W. Musgrave), Methuen & Co Ltd., London, pp. 232-48.

(11) ‘The Oxford Commission’, 93 *The Quarterly Review*, 1853, no. 185, pp. 173-4.

んでいるメソジストが治安判事に任命されたとき、土地持ちであるというだけでは「ジェントルマン」の仲間に入ることはできないと言われ、出自、教育、職業が問題にされる事件があった。<sup>(13)</sup> ここには中産市民がジェントルマンになるために必要なものが示されているが、「教養」もその一つだったのである。

商業の原動力と国民の生産力を擁護する者は、われわれの大学教育を非難するかもしれない。しかし、われわれの大学教育は、商業と資本の成長自体が必要としたものなのである。国民が富裕になれば必ず高等教育を要求する。富裕な商工業者は、自らが高等教育の恩恵に与っていなかったとしても、それを自分の息子には良いことだと判断する。富は、それが確実に増えるとき、それと同じ確実さで、心の洗練と一般教養 (general culture) を目指すのであって、単に物を生産するという段階にはとどまっていなのである。<sup>(14)</sup>

このように、ジェントルマンは、19 世紀半ばでも、イギリス社会の理想的な人生目標であった。大学改革において古典人文学が温存されたのは、「ジェントルマン」という人間像が、工業化の進んだイギリスで社会的価値を持っていたからである。「ジェントルマン資本主義」によると、イギリス経済の中心は、実業家ではなく、ジェントルマン——大地主、その価値観を継いだシティの金融資本家、医師、弁護士、官僚など——であった。<sup>(15)</sup> ジェントルマンへのあこがれは、19 世紀後半に一層高まったとさえいわれ、そこに大学を広く国民に開放せよという要求が生まれたのである。<sup>(16)</sup>

(12) 村岡前掲注(3), 126-7 頁。「大学を卑俗化するならば、政治家、聖職者、法律家、内科医、つまりジェントルマンの教育をおこなうために別の場所を設けなければならないであろう。大学教育の有用性は、社会生活において高い地位を占める資格をどの程度身に付けさせることができるか、そしてまた、単なるありき通りの賢さではできないような職務、つまり、一定の知性をもち多くの原理を受容する明晰な理解力を備えていなければ務まらないような職務を通じて国の役に立つ資格をどの程度身に付けさせることができるかにかかっている。」J. F. Stephen (1856) 'University Reform: - Cambridge', 2 *The National Review*, p. 346.

(13) Sir Thomas Skyrme, *History of the Justice of the Peace*, 1994: 615

(14) *supra* note 11, p. 174.

(15) 川北稔『イギリス 繁栄のあとさき』(2014 年、講談社学術文庫) 18-24 頁。また、道路の整備や河川の改修は社会的威信を高めるから、名誉を重んじるジェントルマンはそれに投資した。上掲書 79-84 頁。

(16) 川北前掲注(15), 22 頁。村岡前掲注(3), 139 頁。このような現象は、選挙制によって観念的に代理される市民、つまり、「市民的公共性」の担い手が、旧大学の提供する具体的なものや身振り(たとえば、教会、古典語、カレッジの規則やシンボル)によって代表される「具現的公共性」を求めていたものとも理解することができる。「具現的公共性」は、市民社会のなかで徐々に崩壊していった。ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換』(細谷貞雄・山田正行訳, 1994 年) 未来社, 15-26 頁。

ところで、むしろ「ジェントルマン」は男性であるから、女性の大学入学は、大学だけでなく、社会全体にも大きな問題を投げかけた。Jex-Blake v. Senatus of Edinburgh University (1873) は、女性がエディンバラ大学への入学を拒否された事例である。ここでは、性別分業論がひとつの論拠になっている。

女性には是非とも修得しなければならない特別な分野がある。男性はこの分野を修得せずにすませることができるが、女性はそうはいかない。つまり、女性は家事、家庭における義務について勉強する時間をたくさんたねばならない。女性がこうした女性らしい学芸や興味関心を探求したいと願っても、大学の提供できるカリキュラムがそれを満足させることは難しいであろう。<sup>(17)</sup>

しかし、イギリスの新設大学では女性に学位を授与していた。<sup>(18)</sup>そして、このことは、入学に必要な科目を女性に教える必要を意味し、中等教育に影響を与えた。従来、ギリシャ語、ラテン語は男性生徒にふさわしく、「生きている」近代語は女性生徒にふさわしいとされていたが、古典語教育が女学校のカリキュラムに採用され、男子教育と女子教育のちがいは目立たなくなってきた。<sup>(19)</sup>

さらに、女性が大学を卒業し、経済的に自立すると、家庭と社会における男女関係も変化する。当時の保守的な意見によれば、これまで女性は、家庭にあつて文学と淑やかな教養 (polite culture) の担い手であり、男性は女性に騎士道の尊敬を払ったが、いまや男女は対等な競争者である (intersexual competition)。こうした男女が結婚する場合、結婚は「社会的実験」(a social experiment) であり、その実験の法的前提は、男女の平等である。<sup>(20)</sup>

もし若い女性が格好のよい辻馬車に乗ってひとりで出かけ、ばあやの付き添いなしでダンスへ行き、半ズボンで自転車に乗り、自宅玄関の鍵をもち、クリケット、

(17) J. Bridgeman & S. Millns (1998) *Feminist Perspectives on Law*, Sweet & Maxwell, p. 14. また、オックスフォード大学で女性が完全な地位を得たのは、1920年であり、ケンブリッジにおいては1947年であった。H. C. Barnard (1966) *A History of English Education from 1760*, University of London Press, pp. 160, 161 n. 1.

(18) 19世紀末、ブリテン社会で女性に学位を与えないのは、オックスフォード、ケンブリッジ、ダブリン大学だけであった。その他の大学、つまり、ロンドン、ダラム、ヴィクトリア、すべてのスコットランドの大学、新たにできたウェールズの大学、アイルランドのロイヤル大学は、試験と学位の両方が女性に開かれていた。An Oxford B. A. (1895) 'University Degrees for Women', 63 *The Fortnightly Review*, p. 900.

(19) 'Women at Oxford and Cambridge', 186 *The Quarterly Review*, 1897, no. 372, pp. 538, 542-3.

さらにはサッカーさえもできるのなら、彼女達が自分の頭脳を使って最も難しい試験に合格し、男性の競争相手を出し抜いても、それほど由々しきことではあるまい。<sup>(21)</sup>

## 2 大学の二類型—— イングランドとドイツ

大学改革は、イギリスのジャーナリズムで当時よく話題になったが、その論点の一つは、イングランドの大学とドイツの大学の比較であった。<sup>(22)</sup> それによると、イングランドの大学は、教養と社交性を重視する教育型であり、ドイツの大学は、理論と専門性を重視する研究型である。

もっとも、このような違いが生じたのはさほど古いことではない。ドイツでもかつては古典人文主義が教養の中心であった。そこにはつぎのような理由があった。古代ローマ人は自国の衰退と滅亡の危機のなかで身の処し方を考え、ラテン語でそれを書き遺した。後世の人々はみずからの生き方を考えるためにそれを読解したのである。<sup>(23)</sup> ギリシャ語についても同様なことがいえるであろう (本稿「おわりに」の最終段落を参照)。こうして中世以来、ヨーロッパの大学では、神学、法学、医学のほか、教養として古典人文学が教授された。

ドイツの大きな転機は、ヴィルヘルム・フォン・フンボルトが「学問による教養」を説いたことである。「学問による教養」とは、いわゆる職業教育とは区別される、「学問全体を貫いている哲学的な精神」「純粋な学問」のことであり、中産市民の「いかに生きるか」という問題意識に大きな影響を与えた。<sup>(24)</sup> 19世紀以降、この教養理念は、中産市民エリートのアイデンティティの拠り所になった。ジョン・スチュアート・ミルはフンボルトに共鳴し、慣習や伝統に縛られない自由な個性の伸長に意義を見出す人びとを「ドイツ以外に求めることは困難である」と述べている。<sup>(25)</sup>

(20) *Ibid.*, pp. 550-1, 539. 「いま流行の詭弁は、男女を問わずすべての個人に完全な自由を、と声高に叫び、成人が自分自身の生活をみずからの私的な意思に基づいて送ることを妨げるすべての法的・因習的・慣習的規制の廃止を主張する。これは一見もっともらしい。しかしニヒリズムの時代を除いてそうしたアナキーな主張は決して顧みられないであろう。その主張はすべての社会的制度をことごとく破壊するであろう。」 Frederic Harrison (1891) 'The Emancipation of Women', 56 *The Fortnightly Review*, p. 449.

(21) *supra* note 18, p. 895.

(22) 'University Reform', 124 *The Quarterly Review*, 1868, no. 248, pp. 385-422.

(23) 阿部謹也『「教養」とは何か』講談社、1998年、54頁。

(24) 阿部前掲注<sup>(23)</sup>、65-71頁。

(25) J. S. ミル『自由論』(塩尻公明・木村健康訳) 岩波文庫、116頁。

さて、19世紀イングランドの大学改革の背景には、ドイツの学問的成功があった。ドイツでは、大学と国家が結びつき、近代化を強力に推進していた。ドイツにおいて教授団は、確立された学問を伝承するだけでなく、新しい知識の創造に献身した。<sup>(26)</sup>当時、イギリスからも多くの学者や学生がドイツに留学した。「通常、良い書物はドイツ語で書かれている」とまで言われ、<sup>(27)</sup>また、新たに校訂された古典のテキストはほとんどがドイツから輸入された。<sup>(28)</sup>大学進学率でもイングランドとドイツの間には大きな開きがあった。1882-3年の統計で大学生の全人口に対する割合をみると、イングランドはドイツの半分以下である。<sup>(29)</sup>

イングランドの大学改革は、こうしたドイツの成功に刺激され、彼我の違いが意識されることになった。その違いは三つの観点からまとめることができる。

第一、大学の目的について。ドイツでは、学識の発展および神学・法学・医学の専門家の養成が目的である。イングランドでは、学生の教育が目的であり、そこで重視されるのは一般教養である。<sup>(30)</sup>両国の大学の目的には、研究か教育かという違い、また、専門職教育か一般教養かという違いがみられる。

こうした違いは、教育の担い手がだれであるかという問題にも反映される。ドイツでは講義を担当する教授であり、イングランドでは個人指導にあたるチューターであった。カレッジ（学寮）にすむ教師はチューターと呼ばれ、ユニヴァーシティ（全学）に所属する教師とは区別される。チューターは、知的教育だけでなく、学生生活の監督にもあたり、たとえば、カレッジの礼拝への出席、カレッジの定例の会食への出席、門限の遵守、一日二回のカレッジの講義への出席についてチェックした。<sup>(31)</sup>一方、学生は、ドイツでは学外に間借りしたが、イングランドではカレッジに集住することを義務づけられた。カレッジでは集団生活を通じて、卒業後も続く団結力が培われた。<sup>(32)</sup>大学は学生に

<sup>(26)</sup> サンダーソン前掲注(1), 107頁。山口裕之『「大学改革」という病』明石書店, 2017年, 66-77頁。

<sup>(27)</sup> Seeley, 'Liberal Education in Universities', in *Essays on a Liberal Education*, ed. Rev. F. W. Farrar, 1867, Macmillan & Co., p. 176.

<sup>(28)</sup> 'Eton School - Education in England', 52 *The Quarterly Review*, 1834, p. 140.

<sup>(29)</sup> German: 24187/45.25 millions; England: 5500/26 millions. 'University Extension in England', 172 *The Quarterly Review*, 1891, no. 344, pp. 400, 422.

<sup>(30)</sup> *supra* note 22, p. 387. ドイツにおいて人文主義=教養は、「職業集団の身分的象徴へと退化した」といわれる。西村稔『知の社会史——近代ドイツの法学と知識社会』（1987年）木鐸社, 230頁。これに対してイギリスでは、古典人文学は「法廷弁護士、内科医にとっては専門知識以上に必須のもの」であった。村岡前掲注(3), 128頁。

<sup>(31)</sup> Cambridge University Commission (1852) *Report of Her Majesty's Commissioners appointed to inquire into the state, discipline, studies, and revenues of the University and Colleges of Cambridge*, Parliamentary Papers, 1852-3/XLIV, pp. 145-6. 以下では、*Report* と注記する。

強い道徳的影響力を持ち、その源泉は、教材ではなく、カレッジのシンボルや儀式、また、その規則と制裁であった。<sup>(33)</sup>

第二、大学と宗教のかかわりについて。ドイツでは、異なる宗教間の自由と平等が基本であったが、イングランドでは、国教会だけが正統であった。<sup>(34)</sup> イングランドの古い大学は、国教会聖職者の養成所であり、国教会以外の信者を宗教審査によって閉めだして<sup>(35)</sup>いた。オックスフォードでは、入学時に国教会信仰 39 箇条の正式受諾をしなければならず、学位を取得する際にもそれを要求された。ケンブリッジでは入学時の正式受諾はなかったが、学位を取得するには、国教会の誠実な構成員であることを宣言しなくてはならなかった。これらの大学で宗教的平等が実現するのは、1871 年である。<sup>(36)</sup> また、大学運営でも、国教会の聖職者が強い支配権をもっており、大学は教会の一部であったともいわれる。<sup>(37)</sup>

こうした宗教的差別に対して王立委員会は『報告』でつぎのように述べている。

当 [ケンブリッジ] 大学は偉大な全国的制度であり、王権の恩顧あるいは立法府の権威から重要な特権を授かっている。当大学は、共同体の上流あるいは中流の階層の人びとの教育に、したがって、国民の知的・道徳的・社会的な性格に、きわめて広範な影響力をふるう。しかし、大学がこの大きな特権を十全に行使できるかどうかは、大学が啓蒙された意見の進展と歩調を合わせ、時代の精神に共感し、これと

(32) *supra* note 22, p. 391. ここに見られる大学の理想像は、「学内共棲はないが、知識の獲得のために配慮が行き届いた」機関であるというよりも、「知識の獲得という点では能率的に組織されていないが、学内共棲」の共同体である。Barnard, *supra* note 17, p. 120.

(33) Rothblatt, *supra* note 9, pp. 134, 142. こうしたカレッジ中心の学園生活は第二次大戦後もしばらくはあまり変わらなかったようである。宇沢弘文『社会的共通資本』(2017 年、岩波書店) 154-60 頁。

(34) *supra* note 22, p. 389.

(35) 19 世紀後半においてもケンブリッジでは依然として国教会聖職者の子弟が 31% であったが、学生の就職先には多様化がみられる。サンダーソン前掲注(1), 39-40 頁。

(36) A. V. Dicey (1952) *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century*, Macmillan and Co., p. 349, n. 1. 両大学の宗教審査は、University Tests Act, 1871, 34 Vict. c. 26/College Charter Act, 1871, 34 & 35 Vict. c. 63 によって廃止された。これにより両大学は「国民」の大学となった。しかし、依然、国教会の大学に対する影響は残った。オックスフォードでは、カレッジの礼拝堂で行われるのは国教会のサービスであり、神学の学位、神学部の試験の権限、神学の教授ポスト、Christ Church 首席司祭のポストは国教会が独占した。*ibid.*, p. 351; A. Sidgwick & E. M. Sidgwick (1906) *Henry Sidgwick, A Memoir*, Macmillan and Co., p. 564. サンダーソン前掲注(1), 22 頁。

(37) 村岡前掲注(3), 187 頁。T. W. Heyck (1982) *The Transformation of Intellectual Life in Victorian England*, Croom Helm, pp. 65, 70-1; V. H. H. グリーン『イギリスの大学』(安原義仁、成定薫訳、1994 年) 法政大学出版局, 57 頁。



調和して変わるかどうかにかかっている。まこと多くの同類臣民が宗教的意見の違いゆえに市民的権利の平等な享受から久しく排除されたが、その障碍は、寛容で賢明な政策の普及によって幸いにも取り除かれており、このことはわたしたちの時代のもっとも気高い特徴のひとつである。大学が、もしりべらるな進展のこの偉大な運動から隔絶するならば、多少にかかわらず、誤った立場におかれるだろう。<sup>(38)</sup>

この王立委員会の設置を請願した一人、ジェームズ・ハイウッド（リヴァプールで1810年に銀行経営者の家に生まれる。1847年から1857年まで国会議員）は、神学上の審査のために学位を取得できなかったが、『報告』に基づく法律(The Cambridge University Act, 1856)によってこの差別が撤廃され、学位を得た。彼はこのときが来るのを待ち、カレッジの学籍簿に登録し続けていたのである。<sup>(39)</sup>

第三、大学と国家の関係について。ドイツの大学は国家によって管理され、教授が公権力によって任命される一方、政府の政策は教授の意見に影響されるという依存関係があった。<sup>(40)</sup>これに対して、イングランドの古い大学は、政治、行政、司法、財政の各面で独立性が高かった。

イギリスの大学は、それぞれ独自の選挙区を構成しており、自らの代表を議会に送ることができた。<sup>(41)</sup>しかも、有権者の一票の価値は、他の選挙区と比較して格段に高かった。

<sup>(38)</sup> *Report*, p. 44. これに対して、ロンドン・ユニヴァーシティ・カレッジは「神不在の大学」といわれた。ここでは、古典研究は単なる一学科であった。村岡前掲注(3), 188頁。このカレッジの特色としては、授業料がオックスブリッジのおよそ十分の一であったこと、大学内での共同生活を義務づけなかったこと、入学にあたり、宗教審査をしなかったことが挙げられる。また、1828年当時、開講予定の哲学講座の教授職は空席のままであった。それは、この教授職はいかなる宗派の聖職者にも開かれるべきではないとジョージ・グロートが主張したからである。また、グロートが創設した「心理学&論理学」講座の教授職は、いかなる宗教の司祭も候補にしないというのが条件であった。“George Grote”, VIII *Dictionary of National Biography*, pp. 730, 733-4.

<sup>(39)</sup> *Scarby*, *supra* note 6, p. 518.

<sup>(40)</sup> *supra* note 22, p. 388. また、ドイツでは神学・法学・医学の専門家は大学が行う一定の試験に合格するよう公的権力により要求され、それゆえ、彼らは一種の公務員であった。*ibid.*, p. 387. これに対してイングランドではこうした専門家も市場の原理に支配されたと言われる。*ibid.*, p. 391. 村岡前掲注(3), 第三部第2章, 247-314頁。

<sup>(41)</sup> 大学選挙区の有権者は登録した修士取得者であり、その数は、19世紀末の時点で、オックスフォード6,000以上、ケンブリッジ6,700程度、ダブリン4,500程度であった。これらの大学はそれぞれ二人の議員を選出した。グラスゴー、アバディーンの有権者数は、それぞれ8,700、エディンバラ、セント・アンドリュースはそれぞれ9,100、ロンドン大学は、3,800程度であった。これらの大学はそれぞれ一人の議員を選出した。こうした大学選挙区と比較してほかの地域では、54,000人に一人の議員の割合で区割りされた。Sir Wm R. Anson (1897) *Law and Custom of the Constitution*, 3rd ed., Oxford, Pt. I, p. 127.

また、ケンブリッジ大学の場合、学長は、ケンブリッジ市の治安判事でもあった。同市にはほかにも治安判事はいたが、アルコール販売の規制権限をもっていたのは学長だけであった。<sup>(42)</sup> また、大学は、固有の裁判所を持ち、その管轄権には、大学構成員を一方の当事者として学内で起きた民事及び刑事の一般的な法律問題が含まれていた。大学裁判所は、コモン・ローではなくローマ法に基づき、陪審を用いない糾問主義であり、また、非公開の最終審であったから、ケンブリッジ市は「われわれの自由な憲法の精神と大いに矛盾する」と批判した。<sup>(43)</sup> 財政面での独立性については次章でふれる。

大学はこうした特権的地位をもっていたため、1850年の王立委員会による強制調査に強く抵抗し、議員のなかにもこうした介入の合法性を疑うものがいたといわれる。<sup>(44)</sup> その根拠は、王立委員会が庶民院の意向とは無関係に「行政の単独行為」によって設立されたことであった。<sup>(45)</sup> 調査には多くの証言を得ることが必要であり、そのためには宣誓による証言を強制できなければならない。そのような権限は、従来、議会の個別法律 (private act) によって庶民院の特別委員会 (select committee) に与えられていたが、1830年以降は、内閣の助言に基づく国王の命令によって王立委員会に与えられ、立法あるいは法律の変更が勧告されるようになっていたのである。<sup>(46)</sup>

### 3 国から見た改革の障害——信託

19世紀半ばのイギリスの大学改革は、表面的には、前記のようなドイツ型に接近しているように見える。『報告』は、近代語、法学、工学などの分野での優等学位の増設、及び、それに伴う教授の増員と「公的講師」(public lecturer)の新設を提案しているが、それらは、ユニヴァーシティ (全学) の教育を充実する制度改革であった。<sup>(47)</sup> しかし、その実現を妨げているものがあった。信託 (trust) である。

<sup>(42)</sup> 1835年のMunicipal Corporations Reform Actで市内のほかの治安判事も同じ許認可権限を得たが、学長もほかの治安判事の与えた許可を取り消すことができたから、両者の対立が生じた。Report, pp. 7-8, 16-8.

<sup>(43)</sup> 大学裁判所は、不具に至らしめる重罪を扱えなかった。学内の統制にかかわる事項も当裁判所の所轄であったが、それについて市は批判していない。Report, pp. 4-6.

<sup>(44)</sup> A. I. Tillyard (1913) *A History of University Reform*, W. Heffer & Sons Ltd., pp. 104-6.

<sup>(45)</sup> Scarby, *supra* note 6, p. 520, n. 48.

<sup>(46)</sup> Anson, *supra* note 41, p. 365; 田中英夫編集代表『英米法辞典』(1993年、東大出版会) 740頁。

<sup>(47)</sup> Scarby, *supra* note 6, pp. 524-5; Report, pp. 81-5. 『報告』の20年前にウィリアム・ハミルトンはカレッジ制度が本来のユニヴァーシティを違法に侵食していると批判していた。“Universities of England—Oxford”, 53 *The Edinburgh Review*, 1831, pp. 384-427.

『報告』は、カレッジ（学寮）のチューターとは別に、ユニヴァーシティ所属の「公的講師」を設置してカリキュラムの内容を豊富にし、学生の多様なニーズに応えるべきだという。公的講師は、カレッジのチューターよりもハイレベルの教育を担当するものとされ、その地位も普通のチューターより安定したものであった。チューターが選出される母集団のフェロー（特別研究員）は独身でなければならず、結婚すると研究と生活の資を失うことになった。これに対し、公的講師は結婚後も、そしてまた、国教会聖職者でなくても、学内に在住することを保障された。これは、大学教師を一つの職業として魅力的なものにし、有能な学生を大学にとどめようとする措置であった。<sup>(48)</sup>

公的講師の設置は財源を必要とするので、各カレッジに負担が求められた。しかし、カレッジの財産の大半は、ユニヴァーシティの管理に服さない信託財産であった。<sup>(50)</sup> その一つとしてフェローシップ（特別研究基金）があり、チューターの母集団であるフェローがその受給者であった。この基金は、用途を予め決められ、カレッジが自由に処分できない性格のものであった。それは、個人の寄付であり、基金の創設時に定められた受給資格者だけが審査の対象になった。カレッジは、この審査によって適任者を決定するが、後述する受託者の地位にあるため、基金創設者の意思を変更できない。

創設者の意図は、時に応じて多少の変更を加えられるにせよ、その実質は時の流れに耐えるものであり、イングランド法の目から見れば、それは永遠の生命をもち、<sup>(51)</sup> 今も存在している原動力である。

ここでいう「イングランド法」が信託である。それは、信頼に基づく財産権の法的関係である。この信頼を守る義務は、法的には、「もっぱら相手方の利益をはかるために最高度の信義誠実を尽くす」ことである。この義務は、通常の契約における履行義務よりも強力である。通常の契約は、自己の利益をはかるために結ばれ、相手の利益を目的としていない。だから、契約後に自己の不利益が予見されたら違約金を支払って取り消してもよい。

(48) *Report*, p. 83. 公的講師の設置が提案された背景には、試験で良い成績をとるために雇われた private tutor の及ぼす影響への懸念があった。それは、費用もかさみ、学生の自主性を損ない、大学教育の質を低くするという批判もあった。*Report*, pp. 74-5.

(49) 『報告』を受けて設置された立法委員会（すべてケンブリッジの卒業生）は各カレッジに配分される収入の5パーセントの拠出を求めたが、3つのカレッジ以外からは拒絶された。Searby, *supra* note 6, p. 536.

(50) Tillyard, *supra* note 44, p. 264; *Report*, p. 156.

(51) *supra* note 11, pp. 152-238, at 209.

これに対して、信託の根底にあるのは、他者の幸福を願う心であるように思われる。その願いを託す者（委託者）、それを託された者（受託者）、幸福になるべき他者（受益者）、その幸福の元手（信託財産）、この四つの要素から信託は成立する。信託において、委託者は、自らが死んだ後もなお、未だ生まれざる受益者の幸福を保障することができる。そのためは、現在の受託者が、過去（委託者の遺志）と未来（受益者の希望）に対して忠実でなければならない。このような仕組みは、妙な言い方であるが、道徳的な法である。<sup>62)</sup>

さて、各カレッジの信託財産は、大学の独立性を財政面で支える一方、国から見れば、改革の妨げであった。<sup>63)</sup>『報告』が問題視するのは、基金の受給資格者が特定地方の出身者に限定されている場合である。こうした条件がつけられたのは、おそらくその地方の教育条件が不利であることから、同郷の有能な人材を育成したいという思惑があったのであろう。こうした創設者の意図に対して『報告』は、時代遅れであると反論する。交通機関の発達とともに人口移動が活発になって、生まれた地域にとどまり続けることは少なくなり、また、教育条件の地方間格差も小さくなってきたというのである。<sup>64)</sup>むしろ、カレッジが地縁に束縛され、自由な競争を通じて有能なフェローを採用できないことが問題であった。そこで『報告』は、法律によって基金の運用方法を改めるべきだと提案する。ジェイムズ・ブライスも、こうした大学の資産を効率的に運用するには、その用途を決定する「権威」が必要であり、それは究極的には国家であると述べている。

公益目的の基金は、死者にではなく生者に帰属し、それぞれの世代は自らがもつとも端的に利益をもたらすと判断するような目的にその基金を自由に使用できるとい  
う原則が明記されるよう強く求められている。<sup>65)</sup>

<sup>62)</sup> 信託については、樋口範雄『入門 信託と信託法 第2版』2014年、弘文堂を参照。宇沢弘文の「社会的共通資本」の管理は、信託の枠組みによって説明され、「市場的基準」にも「官僚的基準」にも管理されてはならないと言われる。宇沢前掲注33, 6, 23頁。また、ジョン・ロックの政府論や日本国憲法も「信託」の考えに基づいている。

<sup>63)</sup> 王立委員会の調査は、私有財産権のルールを侵害し、容認できない専制であると断言するものもいた。D. A. Winstanley (1955) *Early Victorian Cambridge*, Cambridge U. P., p. 267.

<sup>64)</sup> *Report*, p. 160.

<sup>65)</sup> James Bryce (1884) 'An Ideal University', 45 *Contemporary Review*, p. 844. ブライスは国家による権限の濫用を抑えるため、基金の使用は市場における需要と供給の法則に従うのが原則であるとも言う。

#### 4 「教養」の再定義——ヘンリ・メインの見解

イギリスの教育型の旧大学は、主として古典人文学を通じて「教養」が修得されると考えたが、大学改革のなかで「教養」の再定義をせまられた。その方向性は、少なくとも二つあった。ひとつは、「多様化」であり、もうひとつは、「専門科学化」である。

まず、一例として、ケンブリッジ大学における古典人文学の学士コースのカリキュラムを見ておこう。この学位は4年間のコースで、そのあいだに試験を二回受けなくてはならない。一回目の試験はすべての学部学生に共通であり、入学後1年半ほど経って行われた。その試験科目の内容は、ギリシャ語原文の四福音書のうちの一つ、ペイリーの『キリスト教の証拠』、旧約聖書の歴史、ギリシャ語とラテン語の古典からそれぞれ一つずつ選ばれた作品の一部、ユークリッドの『幾何学原理』の第一篇と第二篇、算術の基礎的なルール、以上である。二回目の試験は、数学優等学位のコースと、普通学位のコースに分かれる。後者のコースでの試験科目を列挙すれば、『使徒行伝』の前半または後半および新約聖書の使徒書簡の原文、ギリシャ語とラテン語の古典からそれぞれ一つずつ選ばれた作品の一部、ペイリー『道德哲学』の六篇中三篇、キリスト教の起源からニケイア公会議までの教会史、イングランドの宗教改革の歴史、算術の一般的ルール、代数学の基礎、ユークリッド<sup>56)</sup>『幾何学原理』の第三篇と第六篇の一部、応用力学と静水力学の基礎原理、以上である。

大学改革の目的の一つは、こうした古典人文学中心のカリキュラムを修整することであった。しかし、当時の古典人文学の体系はあまりにも堅牢であった。ケンブリッジ大学は、カリキュラムの多様化を目指し、1848年に精神科学優等学位試験の創設を決定した。しかし、この試みは失敗したといわれる。<sup>57)</sup>その後もカリキュラムの多様化は図られず、H. シジウィックの批判を受けている。彼は英文学、フランス語、自然科学など学生の関心が高い科目を取り入れるべきであるとして、従来の古典人文学中心のカリキュラムを批判した。また、ギリシャ語の学習を必修科目からはずすよう提言している。<sup>58)</sup>

<sup>56)</sup> Report, pp. 20-2. ウィリアム・ペイリー (1743-1805) の『キリスト教の証拠』は1794年、『道德哲学』は1785年にそれぞれ出版され、いわゆる古典ではないが、ペイリー自身もケンブリッジの教師としてその原型となる教材を使っていた。『証拠』はダーウィンの『種の起源』(1859)により影響力を失い、また、『道德哲学』は1833年にアダム・シジウィックによってその功利主義的側面が批判された。Searby, *supra* note 6, pp. 309, 312-3.

<sup>57)</sup> グリーン前掲注<sup>37)</sup>, 74-5頁。

<sup>58)</sup> Henry Sidgwick (1867) 'The Theory of Classical Education', in *Essays on a Liberal Education*, ed. by Rev. F. W. Farrar, Macmillan & Co., London, pp. 81-143.

ところで、ケンブリッジ大学への調査で述べられたヘンリ・メインの意見には、「多様化」とは異なる方向性——「専門科学化」——が示唆されている。

厳密な意味で専門的な教育というものは一年でも二年でも早い時期に仕込むのがよいというわけで教育開始の年齢は下がる傾向がある。そうなれば、法学部は、大学とイングランドのバリスター団との関係を取り持つ唯一の要となることは確実であると思われる。…しかし、学問体系の全体を考慮に入れるとき、私はこうした結果をもたらす変化は望むべくもないのではないかと、また、擁護することすら許されないのであるかと疑ってしまう。だが、ある一定の心性を作るため、古典・数学・ペイリーの道徳哲学といった通常の訓練に代えて、大学が別の方法を提供しても、それを由々しきことだとする根拠に私は今まで出会ったことがない<sup>(59)</sup>のである。  
(傍点は引用者)

ここでメインは、大学改革に関連してふたつの点に言及している。ひとつは、法学部と法曹団体との連携である<sup>(60)</sup>。しかし、メインは、その発展に悲観的である。「学問体系の全体」、つまり、古典人文学のシステムがあまりにも強固だったのである。『報告』は、ケンブリッジにおける古典と数学の強制が法律家や公務員を志す学生に望ましくないと陳述するエイモスに対し、そのシステムの厳密さ・厳正さこそが「法と公共生活においてひとかどの人物になる心性を形成する最良の準備である」という意見に同調している。法曹になるには学外（法学院）で職業的訓練を積まなければならない、オックスフォード大学でも、優れた法律家志望者は、法学の優等学位試験ではなく、古典学の優等学位試験を選択し、その後、法曹協会試験に備えてロンドンで勉強した<sup>(62)</sup>。

もうひとつのメインの論点は、「古典・数学・ペイリーの道徳哲学といった通常の訓練」とは異なる「別の方法」である。それは、のちに『古代法』に示される科学的方法、すなわち、歴史的探求を通じて法の基本原則（法の発展を定式化した「身分から契約へ」は有名である）を明らかにするという方法である<sup>(63)</sup>。スタイン教授は、「ブラックストーン

<sup>(59)</sup> *Report*, pp. 54-5.

<sup>(60)</sup> 大学と専門職（医療、官僚、法曹、工学）との結びつきは 1850、60 年代に深まった。サンダーソン前掲注(1)、86 頁。

<sup>(61)</sup> *Report*, p. 66.

<sup>(62)</sup> 法律家志望者がオックスフォードで法学を専攻するのが一般化するの 20 世紀になってからである。サンダーソン前掲注(1)、88 頁。

<sup>(63)</sup> Peter G. Stein (1999) 'Maine and legal education', in *The Victorian Achievement of Sir Henry Maine*, ed. A. Diamond, Cambridge U. P., pp. 195-208. メインの念頭には、合理的システムとしてのローマ法があった。

は、18 世紀に初めてイングランド法をジェントルマンの育成にふさわしいしかたで呈示したが、ちょうどそれと同じく、メインは、19 世紀に法一般を科学的な人間の育成にふさわしいしかたで呈示した。<sup>(64)</sup>と述べる（傍点は引用者）。ジョン・オースティンがロンドン大学で始めた「分析法学」も、方法は異なるものの、「科学としての法学」を打ち立てるものであった。<sup>(65)</sup>

専門性と科学を重視するメインの見解に対し、『報告』は一定の理解を示しているが、「単に法律家だけでなく、豊かな教養をもったイングランドのジェントルマンになるために必要不可欠と考えられるようなもの」でなければ、大学にはふさわしくないと考えている。そして、法学教育の充実は、大学が聖職者養成に特化しすぎることを抑制するだろうとも言われている。あくまでも、「ジェントルマンの教養」と「聖職者養成」が主要目的なのである。<sup>(66)</sup>しかし、その上で、『報告』は、専門基礎としての法学教育を以下のように認める。

そのような人たち〔学識ある専門職 (a learned profession) をめざす学生〕が多くの場合、学外で実務に必要な詳しい技術的知識をたくさん求めざるを得ないというのはまったくその通りであろう。しかし、彼らが打ち込むほとんど排他専門的な主題にさえも、多くの一般的諸原理がある。これに関する正当な評価と正確な知識によって、リベラルかつ哲学的に (liberally and philosophically) 教育された法律家、内科医、聖職者は、そんな福利を享受したことのない同業者から常に区別されるであろう。わたしたちは、この目的に達することを視野に入れ、以下のとおり、意見を述べる。法学部によって提供される教育は、この国の法律あるいは特定の法典に限定されてはならず、イングランド法、ローマ法、国際法の学習に加え、数々の現行法システムの根底にある諸原理の検討を含むべきである。また、それは、すべての法の根底にあるべき諸原理の探究にも拡大されなければならない。言い換えれば、一般法学 (General Jurisprudence)、立法科学 (the science of Legislation)、また、それに関係する良俗 (morals) の学習が奨励されるべきである。この目的を実行するには、おそらく一般法学の教授職を新たに設置するのが効果的であろうと思われる。<sup>(67)</sup>

<sup>(64)</sup> *Ibid.*, p. 208.

<sup>(65)</sup> John Austin (1998) *The Province of Jurisprudence Determined* (eds., D. Campbell, Ph. Thomas), Ashgate.

<sup>(66)</sup> *Report*, p. 55. 王立委員会のメンバーはいずれもケンブリッジの関係者であり、その改革案はラッセル首相を満足させるほどラディカルではなかった。Searby, *supra* note 6, pp. 522-3, 527.

<sup>(67)</sup> *Report*, p. 91.

## おわりに——さまざまな針路

1870年代以降、イギリス経済の国際競争力は低下し、技術教育の必要性が叫ばれ、<sup>(68)</sup>また、知識の真理性を検証する方法・理論が重視され、学問の専門化が生じた。こうした傾向は、技術者や官僚の育成、試験制度によって助長された。<sup>(69)</sup>

大学教育が専門的技術の修得へと変質していくことに対しては、以下のような批判があった。

若者たちは、政府の役所のルールに従い、あるいは試験官や教師の教科書に従って、思考し行動する。自分で本当に思考する者からもれる不満は次のようなものである。いわゆる科学教育・技術教育と言われているものの大半が、旧来の古典教育よりもしばしば画一的であり、そんなことではよりよい個人をつくることも、社会全体を改善することもできないであろう。<sup>(70)</sup>

ここには、ミルの古典教養主義が反映しているように思われる。ミルが古典教育を主張したのは、「考えること」を習慣づけるためである。<sup>(71)</sup>それは、功利主義と両立するにしても、役立つという観点そのものではない。大学の役割は、人材の養成よりも人間の形成、自分で自分を変えうる主体性の涵養である。ミルにとって「教養」は、一義的には個人の生き方にかかわるものであり、単に社会的な地位や身分を保証するものではなかったように思われる。前記のように、ミルがフンボルトに共鳴した理由もそこにあった。

しかし、大学の教養教育論争でミルの教養主義は、専門職業教育に敗北したといわれる。<sup>(72)</sup>ミルの『自由論』からも明らかなように、自由な議論による自己決定・自己教育は、「文明社会」の成人を想定している。その「文明」は、いわゆる「文化」とは異なり、普遍的な価値をもった進歩の目標である。そこに到達するために、ミルは古典語と科学

(68) 'Technical Education and Foreign Competition', 167 *The Quarterly Review*, 1888, no. 334, pp. 459-60.

(69) Rothblatt, *supra* note 9, p. 166.

(70) *supra* note 68, p. 461.

(71) サンダーソン前掲注(1), 102-3頁。J.S. ミル『大学教育について』(竹内一誠訳, 岩波文庫)。

(72) 上掲書, 102-3, 113頁。古典教養主義の敗北によって、専門化した大学教育は、公論(世論)の担い手・公衆に「共通の教養」を保証することができなくなった。それは、公論を「凡庸な多数者の支配」にゆだね、「公共性」の変容の一因になったともいえる。「自由な意見表明の権利は、もはや公衆の批判的論議を警察の介入から守るためのものではなく、大勢順応を望まぬ人びとを公衆の介入から保護すべきものになる。」ハーバーマス前掲注(6), 176-8頁。



の重要性を説いたが、むしろ、専門職業教育の高度化こそ、目標への近道にも見える。ミルの進歩史観には、<sup>(73)</sup> パターナリスティックなエリート主義がある。そこにおいて地域固有の文化や歴史がどれほど尊重されるのかは明らかでない。

一方、地域の文化に根差した大学改革がおこなわれたのは、ウェールズにおいてであった。それは、「民族文化復興運動」の性格を帯び、人文学に重点をおいていた。また、地方都市の新設大学でも、たんなる技術教育が関心だったわけではない。スコットランドのダンディーでは、「地域社会の文化を向上させ、<sup>(74)</sup> 人々の心を経済的利益の追求を超えたものへと導くこと」が目指された。

最後に、アダム・スミスの古典人文学に対するアプローチを瞥見したい。それは、19世紀前半にエディンバラ大学のウィリアム・ハミルトンがオックスフォード大学を批判したときの思想的背景であった。ハミルトンは、大学における一般教育の基礎を「倫理的理解力を高め、かつ世俗的知識を獲得する認識論的必須科目としての哲学」とするが、それは、「スコットランド啓蒙派とイングランド古典主義の根本的な対立を反映した」<sup>(75)</sup> ものだった。

さて、スミスは18世紀スコットランドのグラスゴー大学で教えたが、そのとき書いた『道徳感情論』でしばしば古代ギリシャ・ローマの事跡に言及する。スミスにとって古典古代の文書は史料であり、歴史的文脈のなかで理解される。このことが意味するのは、古典古代を神聖化せず、世界史を構成する一部分として、また、ほかの時代や社会とも関係づけながら読むということである。<sup>(76)</sup>

たとえば、スミスは、古代ギリシャのストア哲学を「辞世の歌」(the song of death)と理解する。スミスによれば、小さな都市国家同士の絶え間ない戦乱のなかで、古代ギリシャ人は身の処し方、<sup>(77)</sup> 哲学を必要とした。スミスは、それをアメリカ先住民の「辞世の歌」になぞらえた。さらにそこから、スミスにとっての現在である18世紀後半の国

(73) ミル前掲注(25), 25-6頁。類似の文明観は、ウォルター・バジヨットにも見られる。バジヨットは、「議論による統治」を近代の特徴とし、西欧による「旧き東の慣習的文明」の植民地化を「近代化」として肯定していた。三谷太郎『日本の近代とは何であったか——問題史的考察』(2017年、岩波書店)14-6頁。

(74) サンダーソン前掲注(1), 122-4頁。

(75) W. B. カーノカン『カリキュラム論争』(丹治めぐみ訳, 1996年)玉川大学出版, 49頁。ハミルトンのいう哲学とは、「科学の科学、すなわち我々が知りうること、考えること、為しうることの理論、言葉を変えれば我々自身に関する知識」である。同書50頁。Tillyard, *supra* note 44, pp. 37-68。サンダーソン前掲注(1), 58頁。

(76) これはスミスの「自然法学」の手法であり、とくにグラスゴー大学では、John Millar, Allan Maconochieによって受け継がれた。J. W. Cairns (2015) “The Influence of Smith’s Jurisprudence on Legal Education in Scotland”, in his *Enlightenment, Legal Education, and Critique*, Edinburgh U. P., pp. 79-81.

際関係が見えてくる。それは、国際法とは名ばかりの、だれもが「辞世の歌」を必要とするような戦争状態であった。<sup>(78)</sup>そこで、スミスは、自分たちの時代にふさわしい哲学を論じるのだが、それは、社会的上昇の手段とはちがう意味で教養といえるだろう。<sup>(79)</sup>

(やまもと・よういち 法学部教授)

---

(77) Adam Smith (2002) *The Theory of Moral Sentiments*, Knud Haakonssen (ed.), Cambridge University Press, pp. 241, 333-4.

(78) *Ibid.*, p. 180.

(79) スミスはストア哲学をつぎのように批判している。「ストア哲学が規範として示す『完全な不動心』は、個人的で・身びいきな・私事にかまける心の動きを抑えるばかりか、根絶する努力であって、およそわが身や友人や祖国に起こりうることに對し、共感を経て弱まった公平な観察者の情念を感じることをさへ許しません。こんなやりかたでストア哲学は、自然が人生の適切な仕事・用事として規定したあらゆることの成否に對し、まるきりわたしたちを無頓着・無関心にしようと努めます。」(傍点は引用者) *ibid.*, p. 345. ここには「共感」、「公平な観察者」、「自然」というスミス哲学のキー概念が見える。スミス自身の哲学は、‘the song of death’であるよりもむしろ‘the song of life’といえよう。スミスとストア哲学の関係については、田中正司『増補改訂版 アダム・スミスの倫理学——「哲学論文集」・「道徳感情論」・「国富論」——』(2017年、御茶の水書房)、411-47頁。